

告示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人中澤仁之の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年五月二十五日

埼玉県監査委員 山本光紀
 埼玉県監査委員 小山彰
 埼玉県監査委員 荒木裕介
 埼玉県監査委員 小久保憲一

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
新江 明	埼玉県さいたま市緑区大字三室九百八十七番地八 ヴィレッジ原前公園二〇二	令和三年五月二十五日～ 令和四年三月三十一日
井上 正之	埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目十三番十六号	令和三年五月二十五日～ 令和四年三月三十一日
川島 弥生子	東京都墨田区吾妻橋一丁目二十三番三十一三〇九号 リバールピア吾妻橋ライフタワー	令和三年五月二十五日～ 令和四年三月三十一日
柴田 英樹	埼玉県さいたま市南区別所七丁目六番八―二八〇五号	令和三年五月二十五日～ 令和四年三月三十一日
豊田 由美子	埼玉県吉川市高富一丁目三十番地九	令和三年五月二十五日～ 令和四年三月三十一日
福島 清徳	埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目三十八番五号	令和三年五月二十五日～ 令和四年三月三十一日